

ID: 66

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	専用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町民プール管理規則 第5条		
例規番号	昭和49年規則第3号		
【基準】 第5条の規定による。 第5条 プールの一部又は全部を専用しようとするときは、あらかじめ日時及び理由を具し、町長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日